

**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年12月22日

長野県知事 阿部 守一

**1 入札に付する事項**

## (1) 調達をする役務

平成23年度長野県防災行政無線設備更新工事（その2）

## (2) 役務の特質

仕様書のとおり

## (3) 履行期間

契約締結の日から平成24年9月28日まで

## (4) 履行場所

長野市南長野ほか

## (5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

**2 入札に参加する者に必要な資格**

次のいずれにも該当する者であること。

## (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

## (2) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

## (3) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の規定による電気通信工事業の許可及び同法第15条の規定による特定建設業の許可を受けた者のうち、長野県建設工事等入札制度合理化対策要綱（昭和39年2月18日付け39監第109号）第2第1項に規定する資格総合点数（電気通信工事に係るものに限る。）が763点以上の者であること。

## (4) 種類を同じくする工事（多重無線設備の設置・更新等工事）を国又は地方公共団体から元請けし、平成13年4月1日から公告日の前日までに誠実に履行した実績を有する者であること。

## (5) 県内に本店又は営業所を有する者であること。（県外に本店を有する者に係る県内の営業所にあっては、長野県において建設請負工事に関する入札参加資格を有している営業所に限る。）

## (6) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

**3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先**

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県危機管理部消防課

電話 026 (235) 7183

**4 入札手続等**

## (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成24年1月18日（水）午前10時

イ 場所 長野県庁 西庁舎災害対策本部室

## (3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

## (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成24年1月16日（月）午後3時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

## (5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

## (8) 契約書作成の要否

必要とします。

## (9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。

**5 その他**

詳細は、入札説明書によります。

**消防課**

**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年12月22日

長野県知事 阿部 守一

**1 入札に付する事項**

## (1) 調達をする役務

自動車税納税通知書等印刷・データプリント業務

## (2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書によります。

## (3) 履行期間

平成24年2月1日から平成24年7月31日まで

## (4) 入札方法

印刷1枚当たり、データプリント1枚当たり、はがき化処理1枚当たり及び封入封かん1件当たりの単価（小数点以下第2位まで）について行います。なお、落札者の決定に当たっては、

入札書に記載された単価に当該単価の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 過去に種類及び規模を同じくする業務（コンビニエンスストア収納に対応した納税通知書の印刷及びデータプリント件数が100万件程度の業務）を誠実に履行した実績を有する者であること。
- (6) 長野県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。

## 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部税務課

電話 026 (235) 7051

## 4 入札手続等

### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成24年1月25日（水）午前10時

イ 場所 長野県庁 西庁舎109号会議室

### (3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

### (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成24年1月18日（水）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

### (5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

### (6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定め

る期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

## (8) 契約書作成の要否

必要とします。

## (9) 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者であって、全ての単価が予定価格の制限の範囲内であり、かつ、各単価に予定数を乗じて得た金額の合計額が最低の価格をもって入札した者を落札者として決定します。

## 5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

税務課

## 公告

介護支援専門員実務研修受講試験の実施に関する事務を指定試験実施機関（介護保険法（平成9年法律123号）第69条の27第1項に規定する指定試験実施機関をいう。以下同じ。）に行われますので、その候補者を次のとおり募集します。

平成23年12月22日

長野県知事 阿部守一

### 1 指定試験実施機関の事務

介護保険法第69条の2第1項の規定による介護支援専門員実務研修受講試験の実施に関する事務（試験問題作成事務を除く。以下「試験事務」という。）

### 2 指定期間

平成24年4月1日から平成27年3月31までの3年間

### 3 事務の内容

- (1) 受験案内の作成及び配布に関する事務
- (2) 受験申込書の受付及び審査に関する事務
- (3) 試験の実施に関する事務
- (4) 試験結果の合否通知に関する事務
- (5) その他試験の実施に必要な事務

### 4 応募資格

応募者は、次に掲げる要件を満たしている必要があります。

- (1) 法人であり、県内に主たる事務所があること。
- (2) 指定試験実施機関を運営するために必要な経済的基盤があり、かつ、試験事務の経理区分が明確にできる等、財務内容が適正であること。
- (3) 介護支援専門員実務研修受講試験の受験者に対して、中立性及び公平性が確保できること。
- (4) 介護支援専門員実務研修受講試験に備えるための講義、講習、公開模擬学力試験その他の学力の教授に関する業務を平成24年4月1日以降に行う見込みがないこと。
- (5) 介護保険法第115条の32第1項に規定する介護サービス事業者でないこと。
- (6) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第35条の9第1項に掲げる指定の要件を満たす見込みがあること。

- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に該当しない者であること。
- (8) 過去3年間において、国税（法人税及び消費税）又は地方税（法人事業税）を滞納していない者であること。
- (9) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (10) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (11) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更正手続開始の決定又は再生手続の開始の決定があった者でないこと。
- (12) 試験事務を実施することにより、法人が遵守すべき他の関係法令等の違反にならないこと。

## 5 応募の手続

### (1) 募集要項の配布

募集要項は、長野県健康福祉部健康長寿課介護支援室（郵便番号380-8570）

所在地：長野市大字南長野字幅下692-2で配布します。

なお、募集要項については、長野県公式ホームページからダウンロードできます。

（URL: <http://www.pref.nagano.lg.jp/syakai/koufuku/shiken/shiken.htm>）

### (2) 応募方法

長野県指定試験実施機関設置事前協議書に、次の書類を添付し、長野県健康福祉部健康長寿課介護支援室へ提出してください。

ア 法人概要を記載した書類

イ 4の(2)及び(5)から(10)までの応募資格に該当する旨の誓約書

ウ 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

エ 納税証明書（法人税、消費税及び法人事業税）

オ 指定試験実施機関運営上の基本方針を記載した書類

カ 事業所平面図

キ 組織図及び職員一覧

ク 第三者を交えた独立した協議機関（委員会）の委員構成を記載した書類

ケ 指定試験実施機関管理者（候補者）経歴書

コ 試験に係る職員等の確保状況を記載した書類

サ 試験会場の確保状況を記載した書類

シ 試験事務に係る事業収支見込みを記載した書類

ス 応募の日の属する事業年度の前3年の各事業年度における応募者の事業の状況を記載した書類、貸借対照表及び損益計算書若しくは収支計算書又はこれらに準ずるもの

セ 苦情に対して講ずる措置の概要を記載した書類

ソ 個人情報保護の対応及び法令遵守の体制について記載した書類

### (3) 受付期間

平成23年12月26日（月）から平成24年1月10日（火）午後5時まで

## 6 指定試験実施機関の指定の手続等

指定試験実施機関は、応募者の中から介護支援専門員実務研修受講試験に係る長野県指定試験実施機関選定委員会においてその候補者を選定し、指定申請の内容を審査の上、指定します。

## 7 その他

(1) その他詳細については、募集要項によります。

(2) この募集について不明な事項は、長野県健康福祉部健康長寿課介護支援室（電話026-235-7121）に問い合わせてください。

(3) この募集に際して収集する個人情報は、介護支援専門員実務研修受講試験に係る指定試験実施機関の選定に必要な範囲でのみ利用します。

**健康長寿課介護支援室**

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年12月22日

長野県知事 阿部守一

### 1 入札に付する事項

#### (1) 借入をする物品及び数量

食品保健総合情報処理システム用コンピュータ機器一式

#### (2) 物品の特質

入札説明書及び仕様書によります。

#### (3) 借入期間

平成24年3月1日から平成29年2月28日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

#### (4) 借入場所

長野県健康福祉部食品・生活衛生課

#### (5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付されている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 借入物品に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

(5) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条  
第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する  
暴力団関係者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県健康福祉部食品・生活衛生課  
電話 026 (235) 7155

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成24年1月20日（金）午前10時

イ 場所 長野県庁 西庁舎106号会議室

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める書類等を、平成24年1月12日（木）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

食品・生活衛生課

公告

建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）  
第26条第1項第3号の規定による処分を次のとおり行いました。

平成23年12月22日

長野県知事 阿部 守一

1 (1) 監督処分をした年月日

平成23年12月15日

(2) 監督処分を受けた建築士事務所の名称及び所在地、当該建築士事務所の開設者の名称及びその代表者の氏名、当該建築士事務所の一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別並びに当該建築士事務所の登録番号

コバシゲ二級建築設計室 長野市篠ノ井御幣川1233-1

有限会社小林重建設 代表取締役 小林 恵美子

二級建築士事務所（長野）B第23052号

(3) 監督処分の内容

登録取消

(4) 監督処分の原因となった事実

破産手続開始の決定があった事実が判明し、かつ、法第23条の7の規定による廃業等の届出がなされなかった。

2 (1) 監督処分をした年月日

平成23年12月15日

(2) 監督処分を受けた建築士事務所の名称及び所在地、当該建築士事務所の開設者の名称及びその代表者の氏名、当該建築士事務所の一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別並びに当該建築士事務所の登録番号

株式会社基工務店二級建築設計事務所

長野市吉田4-12-9

株式会社基工務店 代表取締役 小池 千秋

二級建築士事務所（長野）E第26022号

(3) 監督処分の内容

登録取消

(4) 監督処分の原因となった事実

破産手続開始の決定があった事実が判明し、かつ、法第23条の7の規定による廃業等の届出がなされなかった。

3 (1) 監督処分をした年月日

平成23年12月15日

(2) 監督処分を受けた建築士事務所の名称及び所在地、当該建築士事務所の開設者の名称及びその代表者の氏名、当該建築士事務所の一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別並びに当該建築士事務所の登録番号

スエヒロ建設一級設計事務所

長野市大字北長池1817-1

株式会社スエヒロ建設 代表取締役 坂野 毅

一級建築士事務所（長野）E第2X231号

(3) 監督処分の内容

登録取消

(4) 監督処分の原因となった事実

破産手続開始の決定があった事実が判明し、かつ、法第23条の7の規定による廃業等の届出がなされなかった。

建築指導課